

しまね故郷料理店 PR 資材取扱要領

島根県しまねブランド推進課

1 目的

しまね故郷料理認証店（以下、「認証店」という。）で使用する PR 資材を整備し、各店舗における島根県産品の愛用運動に資する。

2 申込方法

認証店は、所定の申込書（様式第1）に必要事項を記入し、島根県しまねブランド推進課に提出する。（FAX 可）

3 申込時期

随時

4 資材の種類

(1) 店先用

- ①のぼり 1,800mm×450mm、防炎加工、ポール付き
- ②サイン看板 複合板、B4 サイズ、3mm 厚、鎖付き

(2) 店内用

- ①ポスター B3 サイズ
- ②ミニのぼり 390mm×100mm、ピアノ線支柱、マグネット付き

(3) 「しまね味自慢」のロゴマーク（データ）

*データの著作権は、島根県しまねブランド推進課に帰属し、ロゴマークを使用の際は、使用の許諾が必要。

6 資材の提供方法と取扱

- (1) 認証店は、店先用のうち 1 点、店内用うち 2 点までを選択し提供を受けることができる。
なお、店内用は同資材で 2 点又は異なる資材で 1 点ずつの計 2 点の選択が可能。
- (2) 資材が劣化や破損等により更新が必要な場合は、様式 2 により再度申込することができる。
- (3) 「しまね味自慢」のロゴマークは、島根県しまねブランド推進課に使用申請し、データの提供を受ける。
- (4) 店舗閉鎖や認証店の辞退、取り消し等で資材が不要となったときは、返品についてしまねブランド推進課へ申し出る。
- (5) 提供する資材については、目的以外での使用を禁ずる。

7 提供に係る費用

無料

8 その他

この要領に定めるもののほか、資材の取扱に関し必要な事項はしまねブランド推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。